明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（五〇）　二
○令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（五一）　三
○国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令（五二）　四

〔告　示〕

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件（**総務**六二）　五
○日本国に帰化を許可する件（**法務**七〇）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**一八三、一八四）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一八五、一八六）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一八七）　七
○阿蘇くじゅう国立公園の公園計画を変更する件（**環境**七）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**二六）　八
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**八八、八九）　八
○道路に関する件（**同**九〇、九一）　八
○道路に関する件（**中部地方整備局**一六、一七）　九
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**三九～四一）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**二九～三一）　九

〔国会事項〕

内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　九

〔人事異動〕

内閣　九
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　九

〔叙位・叙勲〕

内閣　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一〇
労　働　一〇
中央最低賃金審議会委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

官庁　一〇
特定保険募集人の所在の確知等、建設業の許可の取消処分関係　一〇
諸事項　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第五〇号）（内閣府本府）

1　令和四年七月一四日から同月二〇日までの間の豪雨による激甚災害に対する農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等の措置が適用される区域に宮城県黒川郡大郷町及び遠田郡美里町並びに鹿児島県姶良市の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第五一号）（内閣府本府）

1　令和四年等に発生した地滑り、豪雨、暴風雨等による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令（政令第五二号）（厚生労働省）

一　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額、受給権者一人当たりの基準額及び保険料免除者一人当たりの基準額を改定することとした。

2　市町村に交付する福祉年金事務費交付金の算定基礎となる福祉年金の受給権者一人当たりの基準額を改定することとした。

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

2　指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

3　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特別障害者一人当たりの基準額を改定することとした。

四　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第四条関係）

市町村に交付する年金生活者支援給付金事務費交付金の算定基礎となる年金生活者支援給付金の支給の認定の請求一件当たりの基準額を改定することとした。

五　この政令は、公布の日から施行することとした。